

司法院釈字第 507 号（2000 年 5 月 19 日）*

争 点

告訴にあたり鑑定報告書を添付すべきとする特許法の規定は違憲か。

（專利法就告訴須附鑑定報告之規定違憲？）

キーワード

告訴、特許（專利）、侵害

解釈文：憲法第一六条は、国民は訴訟の権利を有すると定める。かかる権利の保障される範囲としては、国民の権益が不法の侵害を受けたときに司法機関に対し救済を求める権利が含まれるが、訴訟権を如何にして行使するかについては、法律によりこれを定めるべきところである。これについて法律は、濫訴による他人の自由への妨害を防止し、または国家の限られた司法エネルギーの浪費を避けるため、告訴または自訴につき当然合理的な制限を加えることができるが、かような制限は憲法

第二三条における比例原則に適合するものでなければならないと言うべきである。中華民国八三（1994）年一月二一日改正専利法（特許法）第一三一条第二項ないし第四項は、「特許権者が第一二三條ないし一二六条の定めにより告訴しようとするときは、侵害の鑑定報告書及び特許権者が侵害者に対し侵害の除去を求めた通知文書を添付しなければならない。前項書類の提出がない場合は、その告訴は不適法とする。司法院及び行政院は協議のうえ侵害を鑑定する専門機関を指定しなければなら

*翻訳者：陳 一

ない」と定める。この規定によれば、被害者は侵害の鑑定報告書を添付してはじめて告訴をすることができるのであるが、これは国民の訴訟の権利に対し必要性の認められない制限を加えるものであり、上記の比例原則に反すると言うべきである。よって、侵害の鑑定報告書を添付すべきとする上記専利法第一三一条第二項、及び前項の侵害鑑定報告書の提出がない場合に告訴を不適法とする同条第三項は、本判決公布日より適用しないものとする。

解釈理由書：憲法第一六条は、国民は訴訟の権利を有すると定めており、これには国民が刑事に関する司法上の救済を求める権利が当然含まれるのであるから、国民の権利が不法の侵害を受け、加害者が刑事责任を負うべき場合には、被害者は司法機関に対し捜査、訴追及び裁判を求める権利を有するのであって、国はかかる権利の行使につき制度上の保障を提供しなければならない。そこにおいて、国は濫訴を防止し、国家の限られた司法エネルギーの浪費を

避けるため、もとより法律において訴訟の権利につき制限を加えることができるものの、制限となる要件は憲法第二三条における比例原則に適合するものでなければならぬ。中華民国八三（1994）年一月二一日改正専利法（特許法）第一三一条第二項ないし第四項は、「特許権者が第一二三条ないし一二六条の定めにより告訴しようとするときは、侵害の鑑定報告書及び特許権者が侵害者に対し侵害の除去を求めた通知文書を添付しなければならない。前項書類の提出がない場合は、その告訴は不適法とする。司法院及び行政院は協議のうえ侵害を鑑定する専門機関を指定しなければならない」と定める。訴訟法上の鑑定は証拠方法の一つであるが、刑事訴訟法の定めによれば、鑑定は手続開始後にはじめて適用されるものである。また、鑑定人の選任権限は、捜査中は検察官、裁判中は裁判所にあり、被害者がいわゆる侵害鑑定報告を提出したとしても、検察官または裁判所はなお法の定めるところにより証拠調べをしなければならないのであって、上記鑑定

報告のみにより直ちに犯罪行為を認定することはできないのである。専利法の上記規定は侵害鑑定報告書の添付を告訴権行使の条件としているが、これは国民の訴訟の権利に対し必要性の認められない制限を加えるものであり、憲法第二三条の比例原則に反すると言うべきである。ましてや、鑑定の専門機関が被害者からの鑑定請求を引き受けないとき、作業が遅延したとき、または特許内容の日進月歩のため、その任に耐えないなどの場合は、特許権者が告訴権行使の法定期間内に告訴を提起できないことになるのであるから、侵害を受けたと主張する特許権者が既に訴状において当該特許権侵害の証拠を明示していれば、その告訴は適法と言うべきである。上記理由により、侵害の鑑定報告書を添付すべきとする上記専利法第一三一条第二項、及び前項の侵害鑑定報告書の提出がない場合に告訴を不適法とする同条第三項は、本判決公布日より適用しないものとする。

本解釈は、陳計男大法官によ